

(退職金 申立書)

労働審判手続申立書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所民事部 御中

申立人代理人弁護士 甲 野 太 郎 印

〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都△△区□□〇丁目〇〇番〇号

申 立 人 甲 山 一 郎

〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区××〇丁目〇番〇号□□ビル〇階

甲野法律事務所

同代理人弁護士 甲 野 太 郎

電 話 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

F A X 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都△△区□□〇丁目〇番〇-〇〇〇号

相 手 方 乙 株 式 会 社

同代表者代表取締役 A

電 話 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

F A X 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

退職金請求労働審判事件

労働審判を求める事項の価額 〇〇万〇〇〇〇円

ちょう用印紙額 〇万〇〇〇〇円

第1 申立ての趣旨

相手方は、申立人に対し、500万円及びこれに対する令和〇〇年〇〇月〇〇日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。

第2 申立ての理由

1 雇用契約の成立等

- (1) 相手方は、コンピュータソフトの開発、販売等を業とする株式会社である。
- (2) 申立人は、令和〇〇年〇〇月〇〇日、相手方に入社し、令和〇〇年〇〇月当時は、ゲームソフト制作部の統括責任者の地位にあった。

【甲1（雇用契約書）、甲2（組織図）】

2 退職申出

申立人は、令和〇〇年10月21日付けで「一身上の都合により令和〇〇年10月31日をもって退職いたしたく、ここにお願い致します」との相手方代表者A宛の退職願（以下「本件退職届」という。）を作成し、これを相手方に提出した。申立人は、令和〇〇年10月24日、相手方代表者Aから、同月31日まで有給休暇を取得した上、同日退職することについて承認を得た（同日までの勤続年数10年）。

【甲3（退職願）、甲4（申立人陳述書）】

3 退職金規程

相手方には、以下のとおり令和〇〇年〇〇月〇〇日施行にかかる退職金規程が存在する。

第1条 従業員には、自己都合退職の場合、退職時の基本給に勤続年数（勤続年数の端数は月割りで算定する。）を乗じた金額を退職金として支給する。

第2条 前条の退職金は、退職日から40日以内に支給する。

【甲5（退職金規程）】

4 申立人の退職金の額は500万円である。

〈計算式〉

勤続年数10年×退職時の基本給50万円＝500万円

5 申立人は、令和〇〇年〇〇月〇〇日、相手方に対し、前記4の退職金を支払うよう請求したが、相手方はこれに応じない。

【甲6，7（内容証明郵便）】

6 よって、申立人は、相手方に対し、雇用契約終了に基づく退職金請求権として500万円及びこれに対する令和〇〇年〇〇月〇〇日から支払済みまで年3パーセントの割合による遅延損害金の支払を求める。

第3 予想される争点及び争点に関連する重要な事実

1 予想される争点

- (1) 申立人は令和〇〇年10月31日をもって相手方を退職したか。
- (2) 相手方の申立人に対する懲戒解雇の有効性(申立人に相手方在職中非違行為があったか。)

2 争点に関連する重要な事実

- (1) 申立人は、令和〇〇年11月10日、相手方から、「業務の機密を社外に漏らし、故意に会社に不利になる行為をした」との理由により懲戒解雇するとの通知を受けた(以下「本件懲戒解雇」という。)。しかしながら、申立人は、前記第2の2のとおり、令和〇〇年10月24日、相手方代表者Aから同月31日に退職することについて承認を得ており、相手方が同年11月10日に申立人に対してした懲戒解雇(以下「本件懲戒解雇」という。)は無効であり、申立人に退職金不支給事由は存在しない。
- (2) 相手方は、申立人が開発中のプログラムXに関する秘密を競業会社であるB社に漏洩したことを理由に本件懲戒解雇したとして、退職金の支払を

拒否している。この点に関し、申立人は、B社に勤務するプログラマーCと懇意にしていることは事実であるが、私的な交際があるにすぎず、申立人はプログラムXに関する秘密をB社ないしCに漏洩したことなどないのはもちろん、その他業務の機密を第三者に漏洩したことなどない。したがって、本件懲戒解雇は無効であり、申立人に退職金不支給事由は存在しない。

第4 申立てに至る経緯の概要

申立人は、本件申立前、相手方との間で3回にわたり話し合いをしたが、解決に至らなかった。

1 1回目の交渉の経緯（令和〇〇年〇〇月〇〇日）

申立人が退職金500万円の支払を求めたのに対し、相手方は本件懲戒解雇の有効性を主張し、解決金支払の意思もなく、交渉は平行線のまま終わった。

2 2回目の交渉の経緯（令和〇〇年〇〇月〇〇日）

前回同様申立人としては退職金500万円を要求したところ、相手方は本件懲戒解雇の有効性については譲らなかったものの、解決金として50万円を支払うとの提案をした。これを受けて、申立人は解決金の金額について検討することとしたが、相手方に対し、次回までに更に誠意ある金額を提示するよう求めた。

3 3回目の交渉の経緯（令和〇〇年〇〇月〇〇日）

申立人としては飽くまで退職金全額を要求するが、1か月以内に解決金として8割以上の支払をするのであれば検討する旨相手方に伝えた。これに対し、相手方は、前回提示額の倍となる100万円を提示したものの、これ以上の譲歩は考えていないとのことで、その後交渉は平行線をたどり決裂するに至った。

附 属 書 類

- | | | |
|---|--------------|-----|
| 1 | 申立書写し | 4通 |
| 2 | 甲1から7号証までの写し | 各2通 |
| 3 | 証拠説明書 | 2通 |
| 4 | 資格証明書 | 1通 |
| 5 | 委任状 | 1通 |